

奈良工業高等専門学校留学生相談員制度実施要項

昭和59年9月27日制定

平成26年3月13日改正

平成28年12月7日改正

(目的)

第1 この要項は、外国人留学生（以下「留学生」という。）に対し、日本人学生による個別の指導を行い、学習の向上及び環境への適応に資することを目的とする。

(指導対象)

第2 指導は、第3学年及び第4学年の留学生を対象とする。ただし、第4学年の留学生については、教務主事、寮務主事及び当該学科主任が協議のうえ、指導の対象外とすることができる。

2 前項にかかわらず、第5学年の留学生については、特別な事情がある場合に限り、教務主事、寮務主事及び当該学科主任が協議のうえ、指導の対象とすることができる。

(留学生相談員の委嘱)

第3 留学生相談員は、原則として、寮生活面・学業面に分けて選出する。寮生活面については、寮生の中から人物が優れた日本人学生を寮務主事が選考し、1名または複数名の留学生を指導する。学業面については、留学生の所属する学科の中から人物・学業とも優れた日本人学生を、当該学科主任が選考する。ただし、指導対象となっている第4学年の留学生については、寮生活面・学業面のどちらか一方でもよいこととする。なお、選出された留学生相談員は、別紙様式1により校長が委嘱する。

(委嘱期間)

第4 委嘱の期間は、校長が必要と認めた期間とする。

(指導内容)

第5 指導の内容は、別に定める基本指導事項により、日本語能力や基礎学力を補足して学習上の援助を行うとともに、日常生活上の助言等を行う。

(指導報告書)

第6 留学生相談員は、別紙様式2により毎月指導報告書を校長に提出する。

(指導謝金)

第7 前項の指導報告書に基づき、謝金として予算の範囲内において、毎月支給する。

(その他)

第8 この要項に定めるもののほか、留学生相談員制度の運用に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、昭和59年9月27日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（平成元年4月1日）

この要項は、平成元年4月1日より施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則（平成10年12月17日）

この要項は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月9日）

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月13日）

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月7日）

この要項は、平成28年12月7日から施行し、平成28年9月1日から適用する。

別紙様式1

委 嘱 状

工学科第 学年

氏 名

奈良工業高等専門学校留学生相談員に委嘱する。

任期は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

平成 年 月 日

奈良工業高等専門学校長

⑩

(別紙様式2)

平成 年 月 日

留学生相談員指導報告書 (平成 年 月分)

奈良工業高等専門学校校長 殿

基本指導事項に基づき、下記のとおり指導を行いましたので、報告いたします。

対象留学生

留学生相談員

工学科 第 学年

所属・氏名：

所属・氏名：

印

日 (曜)	時 間	指 導 内 容	日 (曜)	時 間	指 導 内 容
1 ()	自 時 分 至 時 分		17 ()	自 時 分 至 時 分	
2 ()	自 時 分 至 時 分		18 ()	自 時 分 至 時 分	
3 ()	自 時 分 至 時 分		19 ()	自 時 分 至 時 分	
4 ()	自 時 分 至 時 分		20 ()	自 時 分 至 時 分	
5 ()	自 時 分 至 時 分		21 ()	自 時 分 至 時 分	
6 ()	自 時 分 至 時 分		22 ()	自 時 分 至 時 分	
7 ()	自 時 分 至 時 分		23 ()	自 時 分 至 時 分	
8 ()	自 時 分 至 時 分		24 ()	自 時 分 至 時 分	
9 ()	自 時 分 至 時 分		25 ()	自 時 分 至 時 分	
10 ()	自 時 分 至 時 分		26 ()	自 時 分 至 時 分	
11 ()	自 時 分 至 時 分		27 ()	自 時 分 至 時 分	
12 ()	自 時 分 至 時 分		28 ()	自 時 分 至 時 分	
13 ()	自 時 分 至 時 分		29 ()	自 時 分 至 時 分	
14 ()	自 時 分 至 時 分		30 ()	自 時 分 至 時 分	
15 ()	自 時 分 至 時 分		31 ()	自 時 分 至 時 分	
16 ()	自 時 分 至 時 分		合計時間数 時間 分		

* 祝日の場合は、曜日欄に「祝」と付記してください。

上記のことを確認しました。

<特に留意した事項>

(寮生)

業務主事	学科主任	学級担任	入 試 保	留 学 生
(通学生)				

留学生相談員基本指導事項

留学生相談員は、概ね下記に定める内容に従い、計画的に留学生の指導に当たるものとする。

記

(指導内容及び時間)

1	一般科目指導	1週間	2時間程度
2	専門科目指導	1週間	2時間程度
3	日本語指導	随	時
4	生活指導	随	時

指導内容及び、指導上特に留意した事項については、毎月の指導報告書に記入のうえ、学級担任の確認を受けたのち、寮務主事及び学科主任の点検を受けること。